

既存住宅状況調査技術者講習登録規程（案）について

1. 背景

我が国が本格的な人口減少・少子高齢化を迎える中、重要な政策課題となっている既存住宅流通市場の活性化を推進するため、既存住宅の品質に関する正確な情報を消費者等に提供することができる既存住宅の調査の普及を図ることとしており、調査の担い手として一定水準以上の知識とノウハウを有する技術者を育成していく必要がある。

この技術者の育成について、公正な第三者機関による講習において行うこととし、国が監督を行うことにより、その適正な実施を図るため、既存住宅状況調査技術者講習登録規程の制定を検討している。

2. 概要

(1) 講習の登録（第3条～第5条関係）

国土交通大臣は、講習を行おうとする者の申請により講習の登録を行うこととし、申請書類、欠格条項及び合議制機関の設置等の登録の要件を定めることとする。

(2) 講習の登録の更新（第6条関係）

講習の登録は、5年ごとに更新を受けなければ、失効することとする。

(3) 講習事務の実施に係る義務（第7条関係）

全国的な講習の実施、講習の受講資格及び内容、修了証明書の有効期間、修了者等に関する情報の公表等、講習機関が遵守すべき義務を定めることとする。

(4) 講習事務規程（第9条関係）

講習機関が講習事務を実施するに当たり、講習の受講手数料の額など、事務開始前に国土交通大臣に届け出る講習事務規程の内容について定めることとする。

(5) 適合勧告及び改善勧告（第13条・第14条関係）

国土交通大臣は、講習機関が（1）の登録の要件に適合しなくなつたと認めるときは、必要な措置をとるべきことを勧告できることとする。

また、国土交通大臣は、講習機関が（3）の義務に違反していると認めるときは、当該義務による講習事務を行うべきこと等を勧告できることとする。

(6) 登録の取消し等（第15条・第16条関係）

国土交通大臣は、講習機関が欠格条項に該当するに至つたとき等において、講習の登録を取り消し、又は講習事務の停止を指示することができることとする。

(7) 施行期日（附則関係）

この告示は、公布の日から施行することとする。